

株式会社スポーツシューレこうべ
「シニアサッカースクール2018」約款

第1条 趣旨

この約款は、株式会社スポーツシューレこうべ（以下SSK）が運営する「シニアサッカースクール（以下本スクール）」について必要な事項を定める。

第2条 入会手続

1. 本スクールへの入校を希望する者は、所定の申込用紙により、スクールマスターの承認を得た上、SSKが定める入会金その他所定の費用をSSKに支払うものとする。
2. 前項に定める支払い手続を行い、SSKの指定するスポーツ保険の加入手続が完了したとき、スクール生としてSSKの定めた練習日より本スクールに参加することが出来る。

第3条 入会資格

1. 本スクールの入会資格は、以下の通りとする。
 - (1) 健康で、本スクールが実施する練習に耐えうる体力を有し、サッカーが好きで上手になりたいという意志を持ち、努力出来る者。
 - (2) 日頃から自身の健康管理に十分気を配り、よいコンディションで練習に参加するよう努力する者。
 - (3) 本スクールの開設趣旨・目的に賛同し、SSKが定める本約款等の諸規則を遵守することができる者。

第4条 入会金と年会費、月会費

1. 本スクールの入会金、年会費、月会費、及びその他費用（以下「会費等」という）の額は、SSKが別途定める額とする。
2. SSKは、経済事情の変動、その他必要に応じて本スクールの会費の内容を変更することが出来る。
3. 本スクールに納入された入会金及び年会費は、入会が認められなかった場合を除き、理由の如何を問わず返還しないものとする。
4. 本スクールに納入された月会費は、返還しないものとする。ただし、スクール生が退会した場合は、所定の方式に従い、通知した月の翌月以降の会費を返金することが出来る。その場合の手数料は、スクール生が負担する。
5. 本スクールの月会費（4期分割前納）納付月は、以下の通りとする。
 - 春季（4～6月分）－3月下旬
 - 夏季（7～9月分）－6月下旬
 - 秋季（10～12月分）－9月下旬
 - 冬季（1～3月分）－12月下旬
6. 本スクールの会費等の入金方法は、本スクールが定める集金代行サービスによる銀行振込の方法により行うものとする。
7. 本スクールが実施する練習にスポットで参加したい場合は、別途定めるスポット参加制度の年間登録料及び1日分の会費を当日支払うことで参加することが出来る。

第5条 スクール開催日

1. 本スクールの開催日は、4月～6月を春季スクール、7月～9月を夏季スクール、10月～12月を秋季スクール、1月～3月を冬季スクールと区分し、SSKはスクール生に対し、本スクールが定めた開催予定日を区分毎の開催前に適宜の方法により通知する。

2. SSKは、必要に応じ前項に定める開催予定日を変更することが出来る。
3. 国の定める休日、祭日は、原則としてスクールを開催しない。ただし、SSKは、年間開催日数等を考慮の上、休日、祭日でもスクールを開催する事が出来る。

第6条 退校手続き

スクール生が本スクールを退校しようとするときは、退会予定日の30日前までに所定の方法により事務局へ届け出なければいけない。

第7条 スクール生資格の喪失

本スクールのスクール生は、以下の事由が発生したときにスクール生としての資格を喪失するものとする。

- (1) スクール生の退会届に対し本スクールマスターが承認したとき。
- (2) 第8条に定める事由によりスクール生が退会したとき。
- (3) スクール生本人が死亡したとき。

第8条 スクール参加資格の停止による退会

SSKは、スクール生が以下の事由に該当したときは、何らの催告を要せずして、当該スクール生を退会させることが出来る。

- (1) 本スクールの名誉を汚す行為をしたとき。
- (2) 再三の指導にもかかわらず、練習意欲・意志が全く見られないとき。
- (3) 他のスクール生に危害を加えたり、著しく気分を害するおそれのある行為をしたとき。
- (4) コーチの指示を聞かず、スクールの約束事を守ろうとしないなど、スクール運営に悪影響を及ぼす行為があるとき。
- (5) 3か月以上会費等の納入を怠ったとき
- (6) その他前各号に準ずる行為があるとき

第9条 スクールの閉鎖・中止

1. SSKは、次の場合に本スクールの全部または一部を閉鎖・中止することが出来る。
2. 前項の場合、スクール生は、本スクールが閉鎖・中止したため参加できなかったことを理由に損害賠償等の請求を行うことは出来ないものとする。
3. SSKは、以下に定める本スクール側の事由によりスクールを閉鎖・中止する場合は、適宜の方法によりスクール生に対し告示するものとする。
 - (1) 天災・地変・その他の事由によりスクール存続が不可能と認められたとき。
 - (2) 荒天中止順延の場合（振替日を後日事務局より対象スクール生に連絡する。）
 - (3) 本スクールを実施する会場の都合により存続が不可能と思われる重大な事由が生じたとき。
 - (4) その他、会社経営上存続が不可能と思われる重大な事由が生じたとき。

第10条 ユニホーム

本スクール参加時は、本スクールが指定したユニホームを着用する。ただし、本スクールの指定ユニホームが完成するまで当分の間は、参加者が好むユニホームで参加を認める。

第11条 活動中の怪我と保険加入

1. 本スクールのスクール生は、SSKが指定するスポーツ保険に事務局で加入するものとする。
2. 前項の保険加入手続きが完了するまで、スクール生は練習には参加できない。万一、保険加入が完了する前に練習に参加し、怪我をした場合、本スクールは一切損害賠償の責を負わない。
3. スクール活動中ならびに自宅とスクール会場の往復経路中に発生した障害については、保険の範囲内において、保障する。保険の範囲外の損害についてSSKは一切損害賠償の責を負

わないものとする。

第12条 盗難・紛失及び忘れ物

1. スクール開催時に生じた盗難・紛失について、本スクールに重大な責がある場合を除き、SSKは一切損害賠償の責を負わないものとする。
2. 忘れ物について、本スクールは、一定期間保存した後、処分するものとし、スクール生はこれについて承認するものとする。

第13条 情報の管理

1. SSKは、スクール生が入会・在籍に関して知り得たスクール生に関する情報（以下「スクール生情報」という。）を以下のとおり管理するものとする。
 - (1) SSKは、スクール生より諸会費、諸費用を回収するため、スクール生の名前・住所・電話番号・入会申込日などの情報を管理する。
 - (2) SSKは、前項に記載された範囲の情報を本スクールの運営に利用するほか、前項に定める場合、並びに公的機関の要請を除き、一切のスクール生情報を提供、開示しないものとする。
2. スクール生は、住所・連絡先等に変更があった場合には、速やかにその旨届け出なければならない。

第14条 写真・映像の使用

本スクールのスクール生は、本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像をSSK・本スクールのホームページその他プロモーション等に使用することについて同意するものとする。

第15条 諸規則の遵守

本スクールのスクール生は、SSKが定める諸規則を遵守するものとする。

第16条 本規約の改定

SSKは、必要に応じ本約款の内容を変更することが出来るものとする。その変更内容は、全スクール生に通知、適用されるものとする。

第17条 本規約の定めない事項

本契約に定めない事項については、必要に応じてSSKが適宜これを定める。

第18条 附則

この規約は2018年4月1日から発効する。